

2022年10月13日指定解除  
2022年町田市告示第243号のとおり

整理番号	整-34-1	指定年月日・指定番号	2022年8月8日・要-6	所在地	町田市木曾東四丁目1078番1、1078番2の各一部	
調製・訂正年月日	2022年8月8日調製（新規指定）、2022年10月13日訂正					
要措置区域の概況	事業場跡地			面積	91.82 m <sup>2</sup>	
地下水汚染の有無(土壌溶出量基準不適合の場合)	有 ・ (無)					
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨 最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の 対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域に あつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定 有害物質の種類						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等 を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつて は、その旨及び当該省略の理由						
要措置区域内の 土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	2022年8月5日	テトラクロロエチレン		含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		株式会社環境管理センター
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変 更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	2022年8月16日	2022年9月13日	基準不適合土壌の掘削による除去	株式会社環境管理センター	(有)・無	浄化等処理
					有・無	
					有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

## 2. 措置の方法

### 1) 措置の目的

対象地において、土壌調査にて汚染が確認された土壌について、土壌汚染対策法に基づき、拡散防止措置(掘削除去)をすることにより、人の健康被害リスク防止をすることを目的とした。

### 2) 措置の方針・方法

汚染土壌の拡散防止を目的とし、汚染土壌を掘削除去し、汚染土壌処理施設にて浄化等処理した。  
掘削除去後は、平成 31 年環境省告示第 6 号の方法により分析した土壌により埋め戻しを行った。

### 3) 工事名称

渋谷クリーニング土壌汚染対策工事

### 4) 措置の場所(対象地)

住所 町田市木曽東四丁目 1078 番 1、1078 番 2 の各一部(地番)  
町田市木曽東四丁目18番12号(住居表示)

面積 (敷地面積) 91.82m<sup>2</sup>  
(汚染土壌掘削除去計画面積) 77.44m<sup>2</sup>  
(汚染土壌掘削除去実施面積) 77.93m<sup>2</sup>

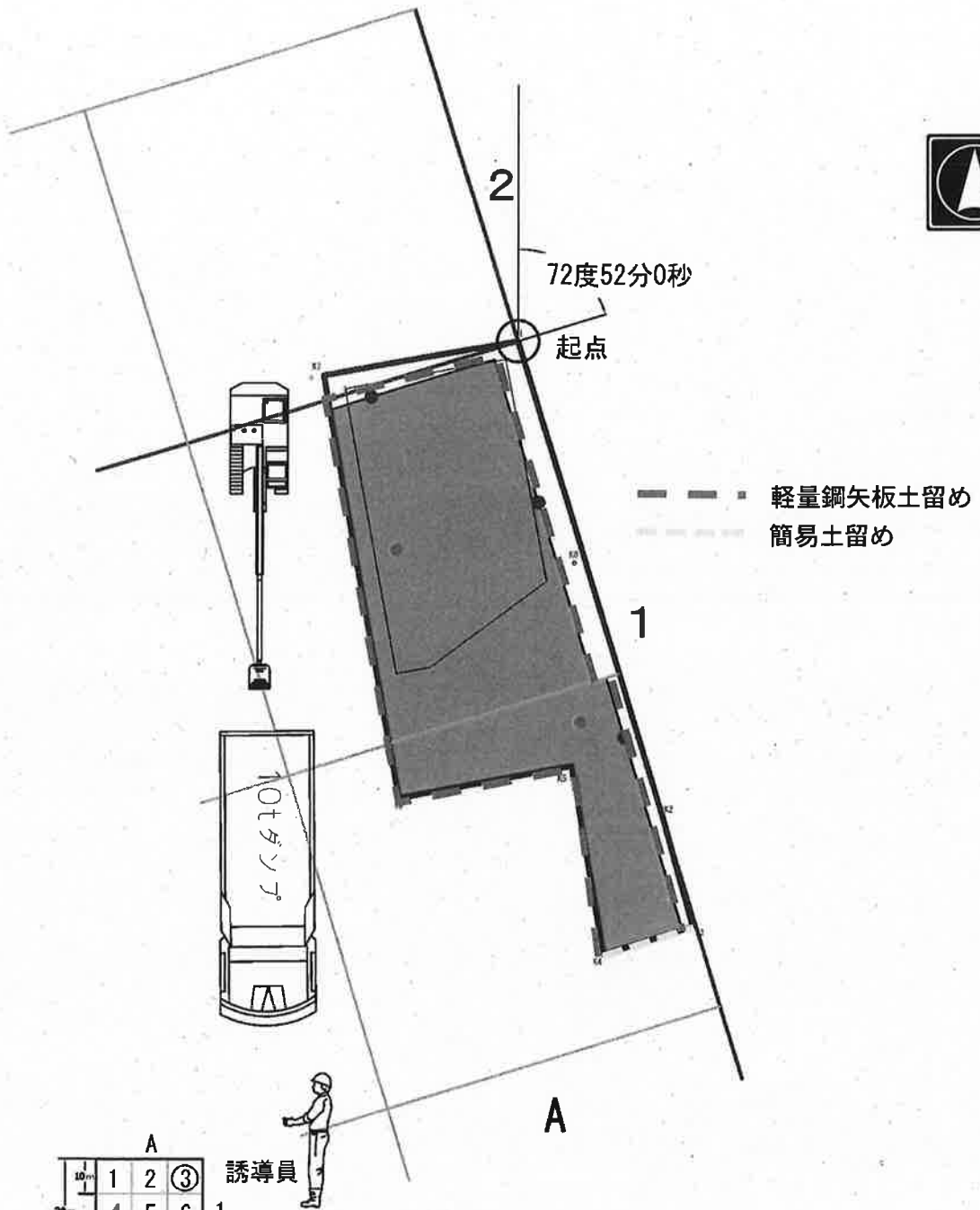
### 5) 措置の期間

自 令和 4 年 8 月 16 日  
至 令和 4 年 9 月 13 日

### 6) 工事実施会社

施工会社  
株式会社環境管理センター  
東京都八王子市散田町 3-7-23  
連絡先: 042-673-0503

施工方法を明らかにした平面図

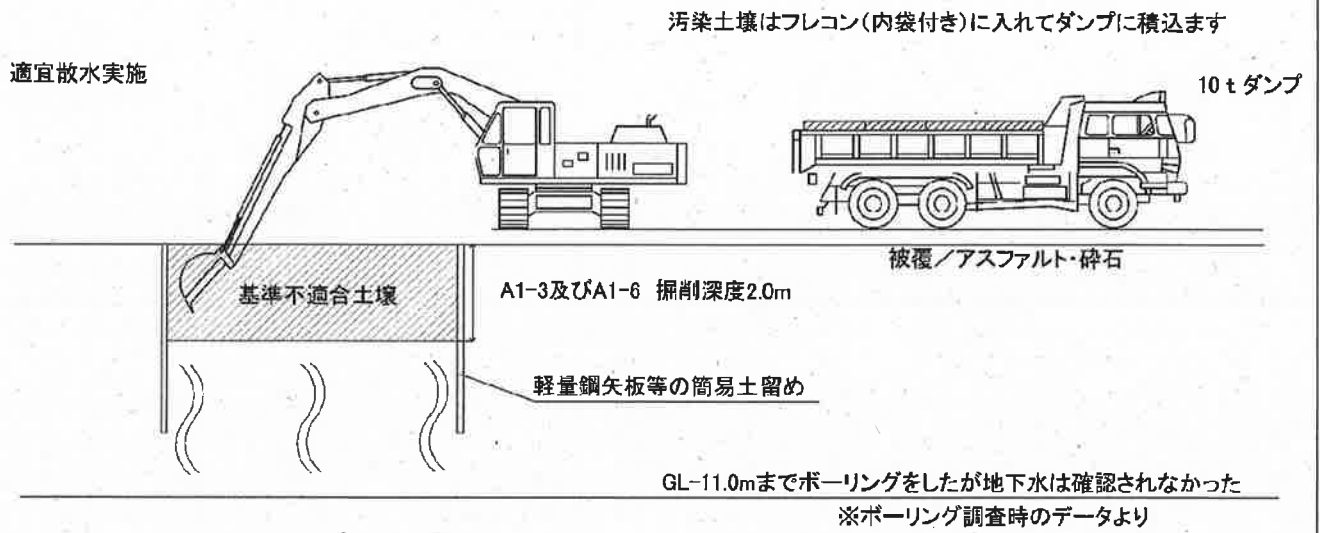


○ : A1-3区画を示す

[凡例]

- : 調査対象地 (要措置区域はA1-3、A1-6のみ)
- : 単位区画
- : 30m格子
- : ボーリング調査実施済み地点
- : 絞込ボーリング調査地点
- : 汚染土壌掘削除去範囲

施工方法を明らかにした断面図



※掘削範囲は地下水位よりも上方である

## 埋戻し土分析結果

分析項目名	検体名	試料土	基準	分析方法
土壌溶出量 (mg/L)	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01	環境省 告示 第18号
	テトラクロロエチレン	0.001未満	0.01	
	ジクロロメタン	0.001未満	0.02	
	四塩化炭素	0.0002未満	0.002	
	クロロエチレン	0.0002未満	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	0.0002未満	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.001未満	0.1	
	1,2-ジクロロエチレン	0.001未満	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.001未満	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0002未満	0.006	
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.002	
	ベンゼン	0.001未満	0.01	
	アルキル水銀化合物	0.0005未満	不検出	
	水銀及びその化合物	0.0005未満	0.0005	
	カドミウム及びその化合物	0.0003未満	0.003	
	鉛及びその化合物	0.001未満	0.01	
	六価クロム化合物	0.005未満	0.05	
	砒素及びその化合物	0.003	0.01	
	シアン化合物	0.1未満	不検出	
	セレン及びその化合物	0.001未満	0.01	
	ふっ素及びその化合物	0.1	0.8	
	ほう素及びその化合物	0.01未満	1	
	有機りん化合物	0.1未満	不検出	
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満	不検出	
チウラム	0.0005未満	0.006		
シマジン	0.0003未満	0.003		
チオベンカルブ	0.001未満	0.02		
土壌含有量 (mg/kg)	カドミウム及びその化合物	1未満	45	環境省 告示 第19号
	六価クロム化合物	5未満	250	
	シアン化合物	2未満	50	
	水銀及びその化合物	0.2未満	15	
	セレン及びその化合物	1未満	150	
	鉛及びその化合物	1未満	150	
	砒素及びその化合物	1	150	
	ふっ素及びその化合物	20未満	4000	
	ほう素及びその化合物	20未満	4000	

地下水モニタリング

拡散防止措置の完了確認として地下水モニタリング井戸を設置し、地下水を採取し分析を行った。  
分析結果を表1に、地下水モニタリング井戸設置地点を図1に示す。

表1 地下水分析結果

試料名			A1-6 地下水
分析項目名	単位	基準	
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	<0.0002
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.002
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.001
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.001

注1. 「<」は「定量下限値未満」であることを示す。

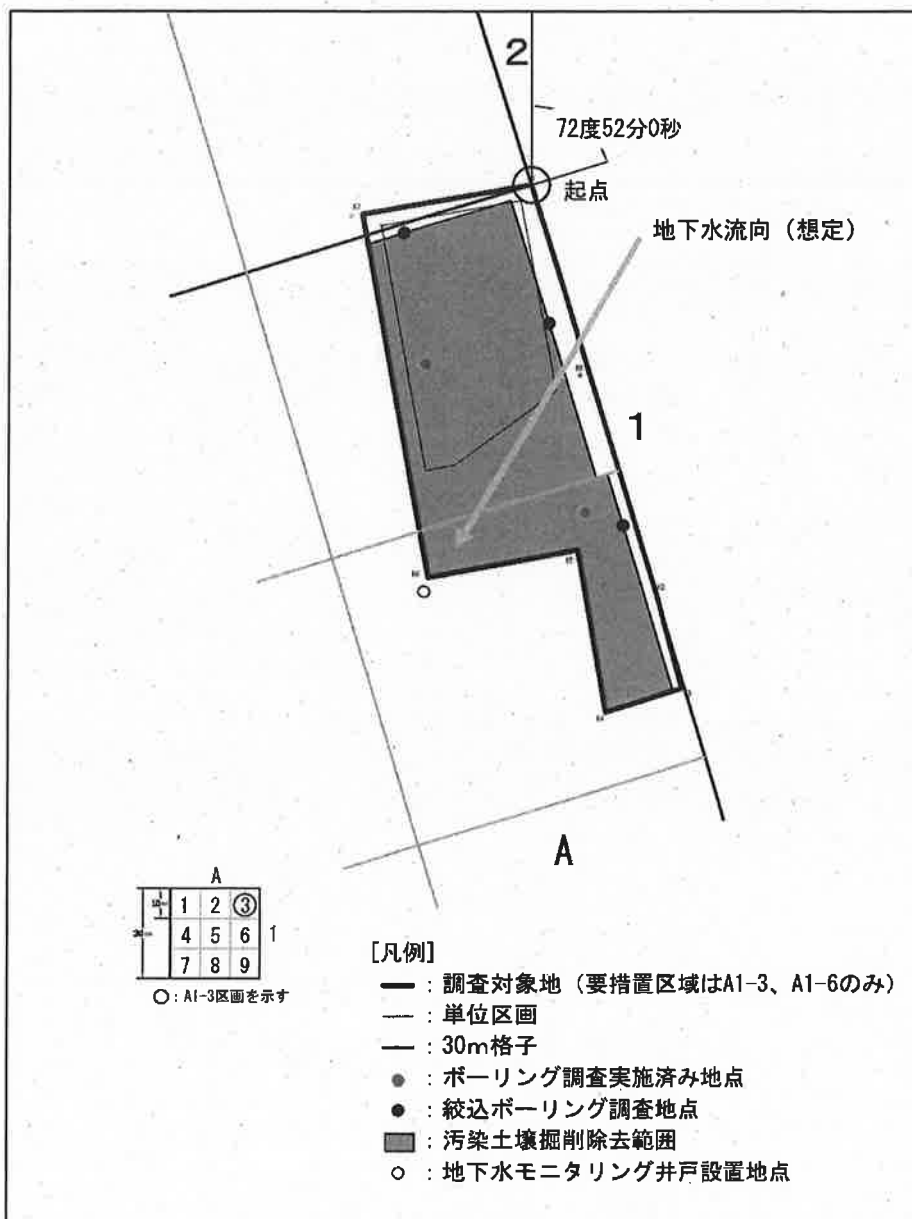


図1 地下水モニタリング井戸設置地点